

・ 個人住民税の町外者への課税誤りについて (お詫び) ・ 下水道使用料の過徴収について

この度、個人住民税の均等割課税の一部について非課税規定の適用誤りが、また、2件の下水道使用料の過徴収が判明いたしました。その内容と対応についてご報告いたします。今回の誤りは、該当の皆様にご多大なご迷惑をおかけするとともに、湯沢町行政への信頼を損なうものであり、心よりお詫び申し上げます。

今回のことを厳粛に受け止め、今後、このような誤りが起こらないよう再発防止に万全を期し、町行政の信頼回復に向けてしっかりと取り組み、職員への指導も徹底してまいります。対象となった町外の皆様、また、町民の皆様にも、改めて深くお詫び申し上げます。

湯沢町長 田村正幸

個人住民税の町外者への課税誤りについて

内容

個人住民税の均等割課税のうち、課税年の1月1日現在に当町に事業所、事務所又は家屋敷を有する個人で、当町に住所を有しない者に対する課税について、地方税法により前年の合計所得が当該市町村（湯沢町）の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができないこと（非課税）になってはいますが、課税前に所得等の調査を実施せずに課税をしていたため、非課税規定を適用しなければならない方へも、課税をしていたことが判明いたしました。（根拠法令 地方税法…第294条、第295条、湯沢町税条例…第12条、第13条）

湯沢町個人住民税

- 湯沢町に住所を有しない方（湯沢町以外にお住いの方）で湯沢町内に事業所、事務所または家屋敷（別荘、リゾートマンション等）をお持ちの方には、
…住民税（均等割）が課税されます。

こちらの課税者の一部に課税誤りがありました。

- 湯沢町に住民登録がある方には、
…住民税（均等割・所得割）が課税されます。

※均等割額（町民税・県民税）
平成22年度～平成25年度 4,000円
平成26年度 5,000円

課税誤りの課税者数、金額及び調査状況

人数 約 2,200 人 / 9,398 人中
【現在調査中】

金額 約 2,750 万円 【現在調査中】

調査状況

現在、平成 26 年度の課税者に対して、過去 5 年間（法の規定による過誤納金の還付期間の平成 22 年度まで）について、非課税規定の適用のための所得等調査をしています。左記人数・金額は、こちらの調査において課税誤りが現在判明している数です。今後、平成 25 年度、24 年度、23 年度、22 年度の課税者についても、同様に順次調査を進めます。

課税誤り対象者への対応

- (1) 対象者に課税誤りのお詫び及び今後の課税誤りの修正方法についての文書を送付します。
- (2) 課税取消通知及び返還金の案内を送付します。

再発防止策

来年度課税より、非課税規定の適用について、課税予定者全員の調査を実施後、課税を実施します。

お問い合わせ先

▷湯沢町役場 税務課 住民税直通ダイヤル

電話：0800 - 800 - 1614

（フリーダイヤル ※ 11 月 18 日より開設予定）

▷湯沢町役場 税務課

電話：025 - 784 - 3452

下水道使用料過徴収について

内容

- ①温泉水量を誤って加算したもの
温泉を引湯している浴槽の排水が、下水道に接続されていると誤って認識しており、浴槽に入る温泉水量を水道使用量に加算した量で下水道使用料を誤って請求していたものがあります。
- ②下水道に流す量を誤って算出したもの
事業所敷地内で水道が分岐されており、営業に使用し下水道に流されていなかった水道使用量を請求していたものです。

お問い合わせ先

▷湯沢町役場 上下水道課

電話：025 - 784 - 4853

過徴収金額及び返還額

①過徴収期間…平成 9 年 8 月請求分から
平成 26 年 8 月請求分まで

②過徴収期間…平成 14 年 8 月請求分から
平成 26 年 9 月請求分まで

①・②の合計

過徴収金…約 1,180 万円

返還金……約 1,523 万円

（利息相当額含む）

対応及び処理

①・②とも誤りを確認後、ただちにお詫びと説明に出向いた。今後補正予算を計上し、返還の予定。

再発防止策

加算・減算メーター設置検査に料金担当者も立会い、確認をします。